

2025年度 滋賀県要約筆記者養成講座 開催要項

2025年度は要約筆記者養成/パソコン編のみの募集です。

<要約筆記とは>

要約筆記とは、発言者の話を聞き、要約して書くことで聴覚障害者にその場の話の内容を伝える、文字による通訳（情報保障）のことです。人生の途中で聞こえなくなった中途失聴者や、聞こえにくい難聴者は、医療、教育、その他社会生活の様々な場面で要約筆記を必要としています。行事や集会、会議等に要約筆記を準備することは聴覚障害者の社会参加を保障し、その権利を守る合理的配慮です。

1、目的

- ・要約筆記の技術を習得し、聴覚障害者の社会参加を支援する要約筆記者を養成します。
- ・要約筆記者となるために必要な聴覚障害についての知識や、その場の話を要約して伝える技術などを習得します。

2、主催 滋賀県・滋賀県立聴覚障害者センター

3、対象者（下記のすべての条件に該当する方）

- ①滋賀県在住または在勤の方で、全課程の受講が可能な満18歳以上（開講日現在）の方
- ②2025年開催/パソコン編、2026年開催/手書き編を連続して受講できる方
- ③講座終了後に実施される全国统一要約筆記者認定試験を受験し、なおかつ合格後、滋賀県登録意思疎通支援者（要約筆記者）として活動できる方
- ④オリエンテーション（6月3日）に出席できる方
- ⑤・基本的なパソコン操作のできる方
 - ・タッチタイピングができ、かつ1分間に70文字程度の入力ができる方
 - ・ノートパソコンを持参できる方（ウイルス対策ソフトがインストールされているもの）

4、定員 20人（最低開講人数 6人）

5、日程と期間

2025年6月10日～2026年1月27日 毎火曜日 13時30分～16時30分
※カリキュラム参照

6、会場

- ・滋賀県立聴覚障害者センター（草津市大路2丁目11-33）
*JR草津駅より徒歩10分、公共交通機関を利用してください

7、受講料 無料 ただし、テキスト代は自己負担とします。

8、テキスト代 「要約筆記者養成テキスト（第2版第9版）上下巻」（4,000円） （厚生労働省カリキュラム準拠）

9、その他

- 当講座は全課程 80%以上の出席で修了となり、今年度全国統一要約筆記者認定試験の受験資格が得られます。
- 当講座は過去に受講経験のある方の再受講が可能です。(2回まで)
ただし、定員に達した場合は初受講の方を優先します。
- 申込締切後、受講決定者に「受講決定通知」をお送りします。

10、申込みと問い合わせ先

○申込み方法

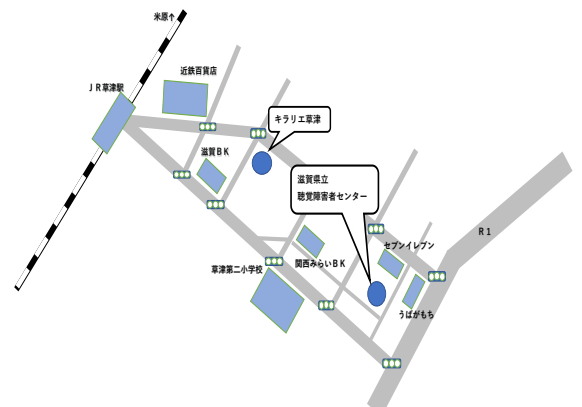
申込用紙に必要事項をご記入のうえ、メール・FAX・郵送・ご持参のいずれかの方法でお申込みください。

○申込み・問い合わせ先

〒525-0032 滋賀県草津市大路2丁目11-33
滋賀県立聴覚障害者センター「意思疎通支援者養成担当」宛
TEL：077-561-6111 FAX：077-565-6101
E-mail：kouza-youyaku@shigajou.or.jp

○申込み期間

2025年4月1日(火)～5月23日(金) 必着



11、オリエンテーション

- 日時 6月3日(火曜日) 13時30分～15時30分
- 会場 滋賀県立聴覚障害者センター 研修室
- 内容 要約筆記とは(ミニ講演)、講座内容説明など

滋賀県立聴覚障害者センター ホームページ →



☆要約筆記者養成講座 PC編・手書き編 受講の流れ☆

- 当講座は2年でパソコン・手書きの両手法を学びます。2025年はパソコン編から始まり、翌年の手書き編に進みます。(2026年度は手書き・パソコン共通講義の免除あり)
- 2024年度以前に修了された方は、過去に修了されたコースのみを再受講することができます。
例：2024年度PCコースを修了した方 → 2025年度PC編の再受講が可能です。
希望者は翌年2026年度手書き編を受講することも可能です。
※ただし、共通講義の免除はありません。

2025 年度 滋賀県要約筆記者養成講座 申込書

記入日 月 日

ふりがな		年齢
氏名		
住所	(〒 —)	
連絡先	連絡先	
	メールアドレス (添付データを受け取ることのできるアドレス)	
受講動機		
この講座をお知りになったのは何ですか	チラシ 広報 ホームページ その他 ()	